

第40号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月25日

品川区長 濱 野 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年品川区条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の3項を加える。

- 2 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。
- 3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める。
- 4 付則第2項の規定により防疫等業務手当を支給する場合においては、第10条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条、第4条、第6条から前条までおよび付則第2項」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(説明) 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事する職員に支給する防疫等業務手当の特例を定める必要がある。